

近江八幡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成25年 2月 1日

規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年国土交通省告示第119号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び告示において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 「評価書面」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者が、法第54条1項の認定基準について技術的審査を行い適正と評価した適合書とする。

ア 住宅について認定を受けようとする場合は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）又は住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

イ 非住宅建築物又は複合建築物について認定を受けようとする場合は、登録建築物調査機関又は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関（併せて登録住宅性能評価機関の業務を行う者である者に限る。以下「指定確認検査機関」という。）

(2) 「登録機関等」とは、評価書面を作成した者をいう。

(申請書に添付する図書等)

第3条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げ

るとおりとする。

- (1) 登録機関等が行う技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録機関等が、法第54条第1項の認定基準に適合するとした評価書面の写し
 - (2) 告示第2第1項第1号1-2(1)に規定する特別な調査又は研究の結果に基づく場合にあっては、その結果について公的機関等が証する書面の写し
 - (3) 告示第2第1項第1号1-2(2)に規定する規格化された型式の住宅で国土交通大臣が認めた住宅にあっては、国土交通大臣が認めたことを証する書面の写し
 - (4) 共同住宅等及び複合建築物である場合にあっては、住宅の規模を示す建築物別概要書(別記様式第1号)
 - (5) その他市長が必要と認める図書
- 2 省令第41条第1項及び第45条第1項の申請書の提出部数は、正本及び副本それぞれ1部とする。

(法第10条第4項及び第54条第3項の通知等)

第4条 法第10条第4項の規定による通知は、集約都市開発事業計画通知書(別記様式第2号)に基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

2 法第54条第3項の規定による通知は、低炭素建築物新築等計画通知書(別記様式第3号)に基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

3 基準法第18条第4項から第11項までの規定は、法第10条第4項又は法第54条第3項による通知に係る認定対象建築物が、基準法第20条第2号又は第3号に規定する建築物に該当する場合について準用する。

(認定の申請の取下げ)

第5条 認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取下げようとする場合は、申請取下げ届(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、法第54条第1項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(別記様式第5号)により、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

(報告)

第7条 法第56条の規定による認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況についての報告は、状況に関する報告書（別記様式第6号）によるものとする。

(改善命令)

第8条 法第57条の規定による認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の改善命令は、改善命令書（別記様式第7号）によるものとする。

(認定の取消し)

第9条 法第58条の規定による認定低炭素建築物新築等計画の取消しは、認定取消通知書（別記様式第8号）によるものとする。

(工事の完了の報告)

第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に係る工事が完了したときは、速やかに、建築物の工事が完了した旨の報告書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第11条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（別記様式第10号）により市長に申出しなければならない。

2 前項の申出があった場合は、第9条の規定により計画の認定を取消すものとする。

(認定建築主の変更)

第12条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等について、その工事完了前に認定建築主の変更があったときは、建築主は、名義変更届（別記様式第11号）に当該認定書を添えて、市長に届け出なければならない。

付 則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。